

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和3年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	違反の条項	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	ミドリ物流有限会社 (法人番号1460102003845) 代表者安藤良教	北海道河西郡芽室町東芽室北1線4番地14	本社営業所	北海道河西郡芽室町東芽室北1線4番地14	R3.4.22	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他5件	令和2年10月8日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備記録簿等の記載義務違反(安全規則第3条の2)、(4)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(5)損害賠償支払能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5	
2	釧路運輸株式会社(法人番号5460001000873) 代表者高山明博	北海道釧路市阿寒町旭町1丁目6番10号	本社営業所	北海道釧路市阿寒町旭町1丁目6番10号	R3.4.22	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号 他2件	令和2年11月27日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反(自動車車庫の位置及び収容能力)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(施行規則第6条第1項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	1	1	
3	有限会社トランスポート・F・A(法人番号8430002037691) 代表者福井厚	北海道苫小牧市新開町3丁目13番10号	本社営業所	北海道苫小牧市新開町3丁目13番10号	R3.4.22	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件	令和2年12月3日、酒気帯び運転を引き起こしたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1	
4	有限会社カスタム(法人番号3430002035774) 代表者久保田裕子	北海道札幌市白石区栄通15丁目11-13	有限会社カスタム営業所	北海道札幌市白石区栄通15丁目11-13	R3.4.22	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件	令和3年1月19日、酒気帯び運転を引き起こしたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2	

